

建設発生土の取扱いについて（お知らせ）

令和6年3月25日
総務企画部監理課

美祢市が発注する工事における建設発生土については、現場内及び公共工事間の流用により残土の発生抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、適正に残土処分を行うものとします。このうち、残土処分を主要とした取扱いについては、令和6年4月1日から下記のとおりとします。

1. 残土処分の考え方

原則として公共残土処理場を搬出先とした指定処分とします。

ただし、市内の公共残土処分場の受入れが困難と判断した場合などは任意処分とします。

また、受注者が希望する民間残土処理場については、「残土処理場に関する届」（様式1、様式2及び様式1の別添に伴う図面等）により監督職員の承諾を受け変更することができます。

2. 積算上の取扱い

公共残土処理場の処分費用は協定単価、運搬距離は実距離を計上し、民間残土処理場の処分費用は700円/m³、運搬距離は20kmを上限に計上します。

3. 受領書

令和5年3月の資源有効利用促進法省令の一部改正により、建設発生土を搬出した場合は、搬出先の管理者に対して受領書（様式3）の交付、内容確認及び5年間の保存が義務化されています。建設発生土を搬出した受注者は、当該工事完了後、受領書の写しを発注者（監督職員）に提出するものとします。

4. 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用します。